

日本 NP 学会中国・四国地方会会則

2024年4月29日

第1条 名称

本会は、日本 NP 学会中国・四国地方会（以下、「本地方会」とする。）と称する。

第2条 目的および活動

- 本地方会は、地方会活動に関する必要な事項を定め、診療看護師（NP）の諸問題を検討し、さらに会員相互の親睦を図り、研究活動の場を設けることで診療看護師（NP）の質の向上を図ることを目的とする。
- 本地方会は、目的を達成するために次の事業を行う。
 - 学術交流を目的とする本地方会学術集会の開催
 - 本地方会総会
 - 本地方会役員会
 - 関係団体との連絡と協力
 - その他、本地方会の目的を達成するために必要な事業

第3条 会員

本地方会の会員は、中国地区と四国地区の日本 NP 学会会員をもって組織する。

第4条 役員

- 本地方会では次の役員を置く。（以下、役員名地方会は省略とする。）

・ 地方会会長	1名
・ 地方会副会長	1名
・ 地方会会計	1名
・ 地方会役員	1名以上（会長・副会長・会計を除く）
・ 地方会監事	1名
- 役員を選出および任期
 - 会長は、日本 NP 学会理事・監事選挙（地方会区）で選出され、日本 NP 学会総会により日本 NP 学会理事及び会長に承認される。
 - 役員及び監事は、本地方会会員の中から自薦・他薦によって候補者となり、本地方会総会で承認・不承認の投票を行い、決定される。任期は3年とし、再任は妨げない。
 - 副会長は、役員の中から自薦・他薦によって候補者となり本地方会役員会で投票を行い、総会で決定される。任期は3年とし、再任は妨げない。
 - 役員期間は、本地方会総会承認日から3年後の本地方会総会前日までとする。
 - 会計は会長が本地方会会員内から委嘱する。任期は3年とし、再任は妨げない。
 - 役員を途中退任する場合は、本地方会役員会の承諾を得なければならない。
 - 途中退任をした役員は、後任者を指名し本地方会役員会の承認を得る。

- (8) 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 役員会

1. 本地方会役員会は、会長が収集して開催する。
2. 本地方会役員会は、役員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。
3. 本地方会役員会の議長は会長が行う。
4. 本地方会の議決権は役員（会長、副会長を含む）が有する。
5. 役員は次の職務を行う。
 - (1) 会長は本地方会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は地方会長を補佐し、地方会長に事故があるときはこれを代行する。
 - (3) 役員は本地方会役員会を組織し、会務を執行する。
 - (4) 監事は役員の仕事の執行及び本地方会の会計及び資産を監査する。

第6条 総会

1. 本地方会総会は、会長が召集し、毎年1回以上の開催とし会務及び会計を報告し、諸事項を決議する。
2. 本地方会総会の議長は会長が行う。
3. 本地方会総会は、会員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

第7条 地方会学術集会等

1. 本地方会学術集会ごとに大会長を置く。
2. 大会長は、本地方会役員会で会員の中から選出し本地方会総会の承認を得る。
3. 大会長は、地方会役員会に出席することができる。
4. 本地方会学術集会等の運営には、企業から協賛を受けることができる。
5. 非会員の学術集会の参加費は別途徴収することができる。

第8条 会計

1. 本地方会の運営は、日本 NP 学会会費で賄うため別途地方会会費は徴収しない。

第9条 事務局

1. 本地方会事務局は島根県立大学出雲キャンパスに置く。
2. 本地方会事務局には、業務に応じて事務員を設置できる。

第10条 改廃

1. 本会則の変更または廃止は、本地方会役員会の議決を経て総会にて決議する。

附則

1. 2024年度地方会総会終結時までは、現行の各地方会役員が継続して行う。
2. 本会則は、3年毎に見直すこととする。
3. 本会則は、2023年4月1日に規定し2023年6月1日より施行する。
4. 本地方会の設立時役員を以下とする（敬称略）。
会長：横山淳美 副会長：田山裕介
5. 役員：池内寛記、幸田裕哉、田向宏和、竹田明希子、中野智子
監事：木村千尋

附則（2024年4月28日）

第4条改訂

この定款の一部改正は、同日より施行する。